

ATMで貸越取引をご利用されるお客さまへ

(法令改正によるATM利用手数料のお取り扱いについて)

日頃より、千葉興業銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび当行では利息制限法の改正を受け、下記の一部のATMお取引における手数料のお取扱いを、平成22年6月18日(金)より以下のとおりとさせていただきます。

対象となるお取引

「総合口座当座貸越」または「カードローン」のお取引で、ATM1回の貸越取引金額が1万円以下の「お借り入れ(出金・振込)」または「ご返済(入金)」

当行キャッシュカードをご利用のお客さま

ご利用のATMによって以下のとおりとなります。

ご利用されるATM	ATM手数料のお取り扱い
①当行ATM	変更はございません。
②コンビニ等の提携ATM ※セブン銀行、ゆうちょ銀行 ビューアルッテ、イオン銀行	上記の対象となるお取引の場合、ATM手数料210円の時間帯においても、 <u>法令上限である105円を手数料金額</u> とさせていただきます。
③提携金融機関のATM ※全国キャッシュサービス加盟金融機関	ただし、ご利用される金融機関によっては、ATM画面およびATMから発行される利用明細票の手数料金額欄には、 <u>実際の手数料ではなく、引き続き210円と印字される場合があります</u> ので予めご了承ください。

<お振込手数料について>

お振込の場合は、別途お振込手数料が必要となります。
(お振込はコンビニ等の提携ATM、一部の提携金融機関ATMではご利用いただけません)

提携金融機関キャッシュカードをご利用のお客さま

上記の対象となるお取引の場合、キャッシュカードを発行している金融機関によっては「**当行ATM画面および当行ATMから発行される利用明細票の手数料金額と実際の引落金額が異なる**」場合、「**当行ATMをご利用いただけない**」場合などがございます。

提携金融機関により対応が異なりますので、詳しい内容については、キャッシュカードの発行金融機関までお問い合わせください。

お問い合わせは、お取引店窓口またはちば興銀テレフォンセンターまで

ちば興銀テレフォンセンター 0120-89-7850
携帯電話はこちらから 043-203-4612(通話料はお客様さま負担)
受付時間: 平日 9:00~21:00(銀行休業日を除く)